わたしたちは、生まれたときから、生涯を通じて「消費者」です。

わたしたちは、誰もが消費者です。
一生涯、消費を通じて社会と関わっていきます。

わたしたちの消費は、個人の生活を豊かにするだけでなく、
社会の在り方をも変える大きな力を持っています。
わたしたちは、安心して豊かな消費生活を送るために、
合理的な意思決定ができる「自立した消費者」にとどまらず、
社会の一員として、**持続可能な社会のために、積極的に関与する「消費者」**になることが今、求められています。

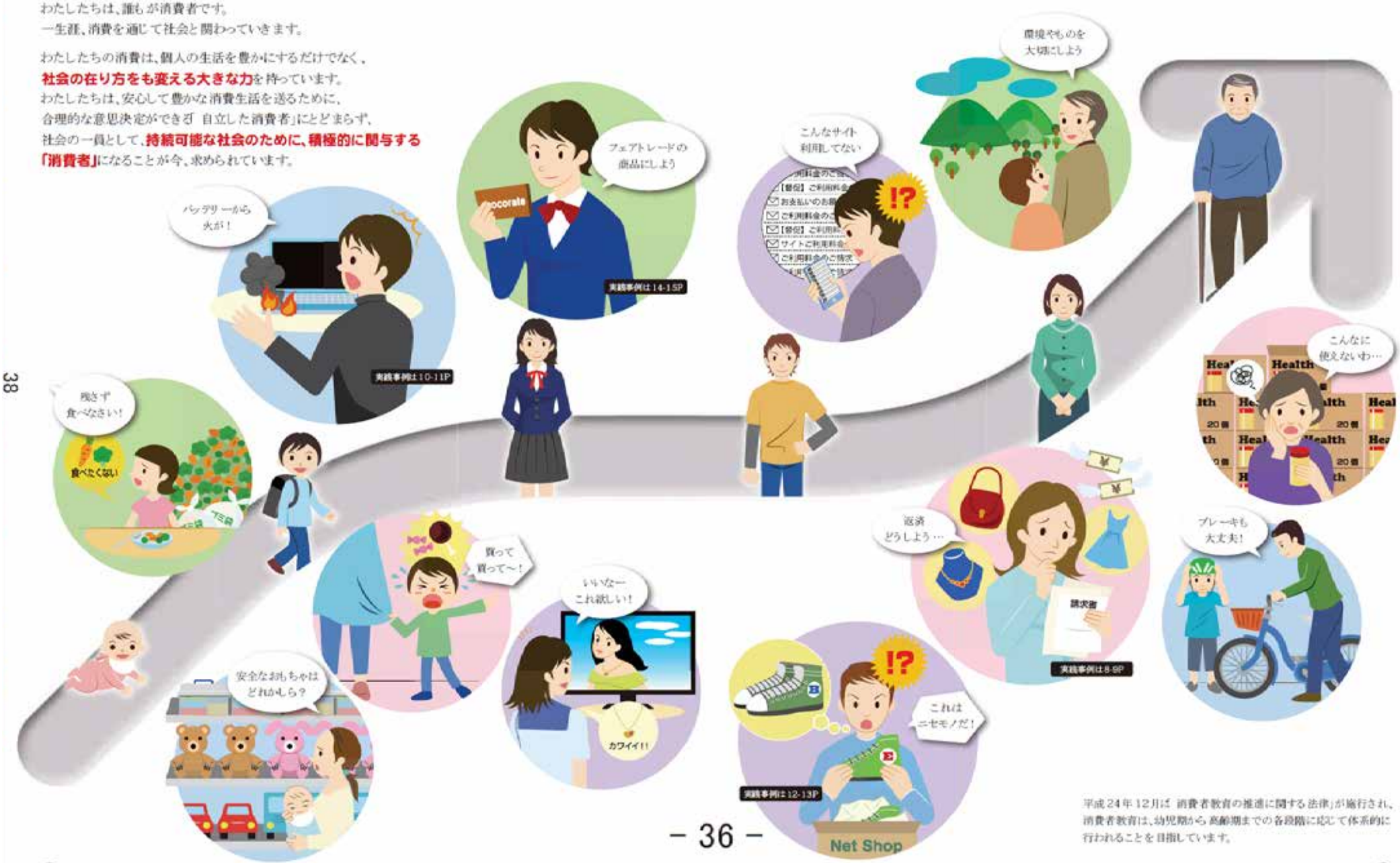

平成24年12月に「消費者教育の推進に関する法律」が施行され、消費者教育は、幼児期から高齢期までの各段階に応じて体系的に行われることを目指しています。